

呉・みんなの教科書ネットワーク（仮称）規約

採択：2011年12月17日 結成総会

第1条 【名称】

この会は、「呉・みんなの教科書ネットワーク」（仮）と称します。
事務局は次のところに置きます。
〒737-0001
広島県呉市阿賀北9丁目14番20号
（村田麻実子方）

第2条 【目的】

この会は、個人の思想・信条・立場を超えて、日本国憲法・47年教育基本法・子どもの権利条約にもとづき、子ども・保護者・教師・市民の教育と教科書に関する権利と自由を保障し、21世紀にふさわしい教育と教科書の実現をめざすことを目的とします。

第3条 【活動】

この会は、前条の目的を達成するために以下のことを行ないます。

- 1 各階層、各年齢ごとに、またはそれを超えて、多様・多層的なネットワークをつくり、それぞれが必要な活動と情報交換などを行ないます。
- 2 子どもや青年の主体的な発言の場、おとなと子ども・青年がともに語り合える場を、積極的に設けます。
- 3 情報交換のためにニュースを発行します。
- 4 教育・教科書問題に関する学習・研究・資料収集。
- 5 市民への働きかけ、及び世論の喚起。
- 6 その他目的達成のために必要な事業。

第4条 【会員】

この会は、会の目的に賛同し、所定の会費を納める個人及び団体を持って会員とします。

第5条 【総会】

この会は、少なくとも年1回の総会を開き、会の活動とそれを取りまく状況について意見交換を行ない、共通理解を深めます。会員は総会に参加し、意見を述べるすることができます。

第6条 【役員】

この会は、次の役員を置きます。

- 1 代表委員 若干名
- 2 運営委員 若干名
- 3 事務局長 1名
- 4 会計監査 若干名
- 5 その他活動推進のために必要な委員

第7条 【運営】

この会の経費は会費及びカンパでまかないます。会費は個人1口500円、ただし生徒（学生）無料、団体1口年額1000円とし、1口以上を納入します。

第8条 【発効】

この規約は 年 月 日から発行します。



.....(きりとり).....
呉・みんなの教科書ネットワーク(仮称)へ参加します。

年会費：個人 500 円， 団体 1000 円

名前	
〒，住所	〒
☎（自宅・携帯）	
メールアドレス（PC）	
メールアドレス（携帯）	
案内の方法	郵送・メール・手渡し（ ）さんから・その他（ ）